

大分大学医学部附属病院と連携病院の交流推進委員会細則

平成20年12月24日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1－22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院と連携病院の交流推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研修連携病院に関すること。
- (2) 医療情報ネットワークに関すること。
- (3) その他連携病院との交流の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 内科系の診療科長 4人
- (3) 外科系の診療科長 4人
- (4) 卒後臨床研修センター長
- (5) 医療情報部長
- (6) 総合患者支援センター副センター長
- (7) 看護部長
- (8) 医学・病院事務部長
- (9) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第2号、第3号及び第9号に掲げる委員は、病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号、第3号及び第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門の事項を調査・検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成20年医学部附属病院細則第1－12号）

- 1 この細則は、平成20年12月24日から施行する。

- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第2号、第3号及び第10号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院と連携病院の交流推進委員会規程（平成16年医学部規程1－24号）は、廃止する。

附 則（平成25年医学部附属病院細則第1－3号）
この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－4号）
この細則は、平成28年10月1日から施行する。